

医療法人社団松和会 望星西新宿診療所
通所リハビリテーション 及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人社団松和会が開設する望星西新宿診療所（以下「事業所」という。）が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業の従業者（以下「従業者」という。）は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2. 事業の実施にあたっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 医療法人社団 松和会 望星西新宿診療所
2. 所在地 東京都新宿区西新宿 3-12-12 2階
3. 電話番号 03-6276-1894 FAX 番号 03-6276-1895

(職員の職種、員数職務内容)

第5条 従業者の職種、員数は次のとおりとする。

1. 管理者（兼任）
医師 1名（常勤1名）
2. 従事者
理学療法士 1名（専任1名以上）
作業療法士 1名（専任1名以上）
介護職員 1名（専任1名以上）
看護師 1名（兼任1名）

(職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は次の通りとする。

1. 管理者は、事業に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
2. 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
3. 看護職員・介護職員は、リハビリテーション実施計画書に従って必要な看護・介護及び援助を行う。
4. 利用者・家族からの相談に適切に応じるとともに、市区町村や介護支援専門員との連携を図る。
5. 理学療法士・作業療法士はリハビリテーション実施計画書を作成し、必要なサービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 月曜日から金曜日 8時30分～17時00分
2. 土曜日・日曜日、及び12月29日～1月3日を除く。
3. サービス提供時間帯
月曜日から金曜日 8時30分～12時30分
12時30分～17時00分

(事業の利用定員)

第8条 事業所の1日の利用定員は、1単位28名、2単位28名の計56名とする。

(事業の内容)

第9条 1. 事業の内容は次のとおりとする。

- ①通所リハビリテーション
- ②入浴サービス
- ③送迎サービス

2. 事業は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

①目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

②訓練等

- ・運動療法
- ・物理療法
- ・歩行訓練、基本的動作訓練
- ・自助具使用訓練
- ・日常生活動作に関する訓練
- ・治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(利用料その他の費用の額)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は下記の範囲とする

1. 主として下記の範囲を対象地域とする。

新宿区西新宿～北新宿

渋谷区本町～笹塚

中野区中央～南台

杉並区高円寺～方南

2. 範囲として下記を結んだ範囲を対象地域とする。

新宿区大久保1丁目 明治通り

渋谷区富ヶ谷1丁目 井の頭通り

杉並区方南1丁目 環状第7号線

杉並区高円寺南1丁目 大久保通り

(施設利用に当たっての留意事項)

第12条 事業の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

1. 事業所内は禁煙とし、飲酒は厳禁とする。
2. ペットの持ち込みは禁止する。
3. 火気の取り扱いは禁止する。
4. 利用者が機能訓練室を利用する場合は、従業者立会いのもとで使用すること。
5. 金銭・貴重品を持ち込んだ際は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の被害の責を負わない。
6. 他の利用者に対する営利活動・宗教の勧誘・政治活動等の一切を禁止する。
7. 利用者の責めに帰すべき理由によって当施設が被害を被った場合は、利用者及び家族に連帯してその損害の賠償を請求する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第13条 サービスの利用にあって、体調不良等によって事業に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は利用者に対する事業により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。
2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 事業に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

1. 相談窓口
望星西新宿診療所 電話番号：03-6276-1894 事務長：長尾 達也
2. 各公的機関窓口
東京都国民健康保険連合会 電話番号：03-6238-0177 担当：介護サービス苦情相談窓口
新宿区 電話番号：03-5273-3497 担当：介護保険課給付係
渋谷区 電話番号：03-3463-3304 担当：介護保険課介護相談係
杉並区 電話番号：03-3312-2111 担当：代表番号
中野区 電話番号：03-3228-8878 担当：介護・高齢者支援課
世田谷区 電話番号：03-5432-2605 担当：保健福祉政策課

(業務計画書の策定)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努める。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて内容の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第18条 感染症の発生又はまん延防止措置は次のとおりとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染対策委員会を1月に1回開催し、概ね6月に1回勉強会を開催する。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止)

第19条 虐待の発生又はその再発防止措置は次のとおりとする。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
2. 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
4. 虐待防止の措置を講じるための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は望星西新宿診療所が定めるものとする。

付則

この運営規定は、令和5年4月1日より施行する。

令和5年 5月1日 一部改定

令和5年 12月1日 一部改定